

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

御注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

鴨川市長 様 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地 〒	フリガナ	氏名又は名称	代表者の職氏名	個人番号又は法人番号
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	
受給者番号(整理番号)	フリガナ	円	円	円	氏名 T・S・H . . . (旧姓)	
個人番号						
1月1日現在の住所						
給与の支払を受けなくなった後の住所及び連絡先	()					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計
	.	円	
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	円	
	一括徴収した税額は、 月分(月 日納期限分)で納入します。		

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒		氏名	
フリガナ			電話	
氏名又は名称			受給者番号	
代表者の職氏名印				

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	
※市町村処理欄			
特別徴収義務者指定番号		※市町村ごとに異なります	
宛名番号			
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係		
	氏名		
	電話	(内線)	
異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可) ※次のいずれかの理由を必ず選択してください。	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月分から退職時までの給与支払額	
	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) 3. 普通徴収理由		円
	()		控除社会保険料額
			円
1 (普A)	従業員数が2人以下 (下記「普B」~「普E」に該当する従業員数を引いた人数)		
2 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)		
3 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が93万円以下)		
4 (普D)	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)		
5 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)		

【提出先】 〒296-8601 鴨川市横渚1450 鴨川市役所企画総務部税務課市民税係

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き働き続ける場合は、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 4 新たに「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載してください。
 5 前勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(個人番号)は、前勤務先へ送付願います。
 6 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(個人番号)は、前勤務先へ送付願います。
 7 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。